精華町公共施設使用料等審議会 (第二回)

◆日時

平成30年8月2日(金)午後1時15分~午後3時15分

◆場所

精華町役場庁舎 5階 501・502会議室

◆出席者

小沢会長、義忠委員、武内委員、柏木委員、島崎委員、世羅委員、 高鍋委員、山口委員

◆欠席者

井上副会長、田中委員

◆傍聴者

なし

◆議事

- 1. 開会
- 2. 町の財政状況について 《資料12》町財政状況のとおり。
- 3. 前回資料の補足について

《資料13》他団体参考事例における無料施設の有料化のとおり。 《資料14》今後の審議会スケジュール(改訂)のとおり。

4. 審議

①公共施設の現況について

【交流ホールについて】

(島崎委員) 交流ホールは何人ぐらい入れますか。

(事務局) 200です。椅子だけを並べますと、220ほど並べることができます。

(島崎委員)人口的に同じような南丹市では、200人入れるホールに、1単位で9時から 12時で5,400円取っておられます。交流ホールは時間800円で、3時間 として2,400円なので、安いのかなというふうに感じます。

(会長) 減免が多いですが、町の利用はどういう扱いにしていますか。

- (事務局) 町の使用については無料としており、減免が多いのは、町と共催している事業 や後援している事業の利用がほとんど占めておりますので、そういった事業に使 用しているものが多いためです。
- (会長) 本来、使用料を取ることを前提にしながら、町の行事、あるいは関連共催行事 については減免するという形で、その分収入が少なくなっているということです。

【コミュニティホールについて】

(島崎委員) 基本的に行事とかよりも、一般利用の方が多いのでしょうか。

(事務局) 多いのは一般利用、特に営利目的で利用されている傾向にあると認識してございます。

(武内委員) AV機器など全部含めて、1時間400円はすごく安いですよね。

- (島崎委員) 私も以前コンサートで伺ったことがありますが、入場料も徴収されていて、町 の後援とかも受けておられるので、そのあたりがどうなっているのかなというの は気になりました。
- (柏木委員) もともとこの土地はURの土地で、その後コミュニティーホールを建てて、コンビニとかも入った学童施設とか、イングリッシュスクールとかが建っている建物の一角がこのコミュニティーホールになっていて、現在は指定管理者制度で、年間120万円を支払っており、午前中だけ受付の方がいらっしゃいます。

その方が時給900円だとして、3時間ぐらいいらっしゃったとして、20日

間働いていたとして、12カ月すると、120万の半分は人件費で、あとは光熱 費になります。施設としては、トイレと、空調は自由に申告制でつけられるもの があって、音響設備とかもあります。

使用のスケジュールを見ましたが、柔道や武道の教室、公文教室などありましたが、そのような教室は営利なものだと思います。公文教室とか英会話教室は、普通はテナントを自身でお借りになるとか、ご自宅でなさるとかというのからすると、確かに単価は少し安いかなと思いますし、指定管理者制度の金額自体もちょっと高いかもしれないと思っています。

コミュニティーホールにつきましては、他の施設と比べてちょっと特殊な印象 を持ちました。

(会長) 施設に音響や照明、天井にもバトンが張りめぐらされたりしているが、使っているのが学習塾ですよね。指定管理に委託されているので、どういう使われ方をするのかは口出しできないにしても、施設の使い方にちょっと違和感があるかなという気はしました。

それと、空調は自己申告制で、要するにどれだけ使ってもわからないという状況ですね。人は午前中しかおらず、午後幾ら使われていてもわからないということですよね。事務局としては、コミュニティーホールの使い方について何か感じておられることはありますか。

- (事務局) 所管をしております企画調整課がお答えさせてもらうべきところですが、別の 会議で不在のため、考え方などについては次回ご報告させていただきたいと思い ます。
- (山口委員) この会議の目的にも関わる話なのかもしれませんが、こういった公共施設、本来、民間でもできるものを公共でやるべきなのかという議論が、私も指定管理をしている関係でよく出てまいります。そういう意味で一番違和感があるのが、今回の中ではこのコミュニティーホールですね。

設置目的の欄に文化の向上とかそういったいろいろ高い目標が掲げられておりますけれども、まちづくりが流行っていたころに、こういうふうな拠点施設をつくっていかれたのだとは思いますが、実際の用途とちょっとずれている中で、本当に今のままでいいのだろうかという疑問は持ちました。

【かしのき苑について】

- (山口委員)かしのき苑と、むくのきセンターの施設で相当かぶっている部分があるのが、 気になりました。それはやはり地域配分的に計画されているものなのでしょうか。 会議室なんかはたくさん、両方ともお持ちでしたし、あと、武道ができる部屋と か料理教室ができる部屋とか、どちらにもございました。そのあたりの計画は元々 どうなっていたのでしょうか。
- (事務局) かしのき苑につきましては、設置目的としては地域の福祉センターということで、1993年に供用開始をしていますが、いわゆる福祉の拠点です。一方、むくのきセンターは、所管が教育委員会生涯学習課になりますとおり、いわゆる町民の体育、スポーツ、それから文化の拠点ということで、設置目的が違うという状況ございます。ただ、施設の構成としましては、会議室など、多分にかぶる部分がございます。かぶる部分につきましても、いわゆる福祉目的、片方では生涯学習、文化の目的ということで、設置目的の根幹が異なる部分で同じような施設があるという部分につきましては、今後検討する中で、整理をすることも必要なのかなという課題意識は持ってございます。今現状、かぶっている部分は、スタートの時点からは設置目的が違うラインで走ってきていますが、実態としてかぶっている部分があるというのは事実として、認識はしてございます。
- (事務局) 福祉施設と体育、あるいは文化コミュニティー施設とで、減免については差が あるというのが現状でございます。

《資料 6 》を見ていただきますと、かしのき苑での減免規定、むくのきセンターでの減免規定と、使用の区分によって減免規定が変わってくるというような運用をしております。

- (武内委員)要約筆記サークルと手話サークルでかしのき苑をよく使用させていただいおりますが、手話サークルでも聾の方と一緒に料理をするとか、そういうような使い方をする時は、やはり同じ施設にそういうところがあるというのはとても助かっておりますし、減免していただいているということもすごくありがたいことだと思っております。
- (会長) 学童はどこの部屋を使っているのですか。
- (事務局) 以前デイサービスを利用していた部屋で、この中には書いていないですが、こ ちらを改装して学童として使っているとこです。昔介護用のお風呂があったとこ

ろにつきましては、もともと使用料を取る部屋ではなかったものでございまして、 この料金体系の表には、その施設は掲載がないというところです。

この中におきまして、さくらんぼ教室という部屋の名称がございますが、こちらはさくらんぼ教室の方が改装して、今、学童とつどいの広場「さんりんしゃ」として使用されている部屋になっているものです。

(会長) この料金体系、施設利用料などの利用実績の表には、施設名は書いてあるけれども、これに書いてない施設もあるし、施設名だけでは実際の使用状況は見えないというのもありますよね。実態を示すためにももうちょっと示し方の工夫というものは要るような気はしますね。学童にしても実際、施設を有効に活用されていると思いますが、それならそれでどういう団体がどういうふうに使っておられるということを示すことは、必要じゃないかと思います。

会議室はA、B、C、D、Eと5つありますけども、これのどこかは恒常的に、 社会福祉協議会が使われているのでしたか。

- (事務局) 会議室については、常時、社会福祉協議会が使用しているわけではありませんが、事務室は共同で使っております。
- (会長) それは会議室のどこかを事務室として使っているのですよね。
- (事務局) そうではありません。地域福祉センターとして公用で使っているスペースと貸 し館として公共で使っているスペースが混在していますので、公用利用と公共利 用がわかるよう資料を整理させていただきたいと思います。
- (義忠委員) さくらんぼ教室ですが、NPO法人そらがやっておられますが、ここで500 円と600円という料金が書いてありますが、今は、さくらんぼ教室がずっと使 われていて、使用料は減免ということですよね。
- (会長) 減免というか取っていないということですよね。
- (事務局) はい、そうです。
- (義忠委員) 一般の者は、この部屋を今は利用できないのですね。そういうふうに理解した らいいのですね。

【華工房について】

(会長) 減免が少ないということについて、公共目的だと減免がありますが、公共目的 の使用でないという位置づけになっているために減免が少ないのかなと思ってし まいますが、それは間違いないでしょうか。

(事務局) 華工房は農産物の加工施設でございまして、施設の部屋につきましては、研究開発室A・Bと研修室になっております。研修室というのは2階にあります。当初は、都市と農村の住民交流ということで、皆さんが一緒に話をしていただく場所として設置しておりまして、平成8年に設置された当時につきましては、地域の農業者の方たちが寄る場所として使ってきた経過がありますが、今では各地域には各集会所が設置され、各地域の農業者さんたちが使うことは減りました。あと、せいか農業塾が主体的に使っていただいておりましたが、今では現地で話をされて、ほとんど使われておりません。そういう意味で、公用の使用が減っているというよりも全体として今の研修室の使用が減っているということだと思っております。

(会長) 稼働率の実績を見ても、研修室の稼働率が非常に低いですよね。

(事務局) 減免は研修室において、減免をするということになっています。

(世羅委員)減免は研修室のみということですね。収入は、1階の研究開発室の収入という ことでよろしいですか。

(事務局) はい。

(世羅委員) では、研修室の収入は、今はゼロということですか。

(事務局) ゼロではないです。使っておられる団体もあります。

(世羅委員) その減免の基準を教えていただければと思います。

(事務局) 減免の基準は、《資料 6》に記載しておりまして、研修室の使用に限り認められるという形にさせていただいています。減免項目は4項目ございまして、町または町が共催する等の事業を行う場合は全額免除で、区または自治会がその本来の目的達成のために行う事業は5割減免で、町が認める農家組合、営農団体等が行う事業が5割減免、その他ということでさせていただいております。

(世羅委員) 主に減免となるのは、この減免規定のどこに該当しますか。

(事務局) 1号の町または町が共催するということで、町が事務局になっている団体が会 議等を行う時がほとんどでございます。

(世羅委員) 使われるのは農業委員会とかですか。

(事務局) 農業委員会ではなくて、町が事務局を務めます特産品開発連絡協議会が下の開発室を使って特産品を作りますが、こちらの会議とか、認定農業者の会議、認定

農業者のうち、若手の農業者の団体でありますとか、4団体ほどが使用されています。

- (会長) 研究開発室のAにしてもBにしても、特定団体がずっと使っておられるという ことになりますよね。
- (事務局) そうです。町の農産物の加工施設でございますので、特産品開発連絡協議会に 入っておられる6団体が主として使っておられます。
- (会長) 町の方でもっと使いたいというような要望はないのですか。
- (事務局) 施設自体が普通の料理教室には適さない施設となっています。例えば、ちょっとした量のクッキーとかを焼きたいんですとおっしゃるには、機械が大き過ぎて使えないっていうところはあるようです。
- (会長) 1階と2階の間の荷物を運ぶエレベーターが霜で故障していますが、すごく使 い勝手悪いですよね。
- (事務局) 平成8年から、20数年たちまして、建物としての大きなメンテナンスはして いないので、応急的に小さなメンテナンスを重ねながら使ってきております。そ の関係上、施設の老朽化によりリフトが停止しているというところです。
- (山口委員)他の施設はどちらかというと、生活基盤の施設かというふうに思いますが、ここだけ産業研究的な施設ということで、ちょっと特殊かなと思いますが、1996年につくられて、その後、精華町の産業の発展に対して貢献することが期待されているとは思いますが、どのような効果を今まで実感されたのか、教えていただきたいと思います。
- (事務局) この施設は、一般的な施設ではございません。精華町の農業の中で、精華町の 農業体というのがもともと大きな大規模経営の農業ではなくて全体の80%、8 5%ぐらいが小規模な兼業農家で、そのような状況の中で、その当時、地産地消 を進めるということで、A級の農産物は市場に出ますが、B級でも何とかできな いかということで、都市に近いことを利用しまして、農産加工の施設ができたと 聞いております。

2005年から2015年の農業センサスでは、大体4,000アールぐらい、 精華町の田んぼが減っております。この施設があるから、大豆をつくります、つ くったイチゴを2次利用できます、大豆のみそをつくるためのこうじを精華産の 米を使います、など、この施設があるからできる部分もあるというのは、利用者 の方から伺うことがあります。全国的な流れとして、農業経営が難しい中で、農業存続に向けての一助になっているのではないかとは思っております。

- (山口委員) B級品を捨てないで済むような拠点としてという話も現場の時に聞かせていただきましたし、それで地元の農家の方が元気出しておられるのでしたら、それはそれで意義深い施設だと思いますが、その辺の評価は、町の中でなされているのですか。費用対効果と言ったら難しいかもしれませんが。
- (事務局) 町の特産品や特産物とよく言われるところだと思いますが、各種イベント時に ここで加工しているものを出すということで、町のPRの一助としても努めてお ります。

【むくのきセンターについて】

- (島崎委員) アリーナで、使用料と照明代が分かれていますが、照明なしで利用される方は いらっしゃいますか。
- (事務局) イベントなどをされる場合に、前日に準備をして、例えば翌日にイベントをするというような時に、夜間ずっと押さえた状態になったりします。その時は当然、 照明を消して準備した状態でほっておきますので、押さえているということは、 その場所の使用料をいただきます。また、準備中は、日中は自然光だけで準備しますというような時であれば、使用料はいただかないということもあります。

【打越グラウンドについて】

(山口委員) 打越台グラウンドは植栽など全体を管理されていて、池谷公園はコートだけを 管理されているということで、間違いありませんか。

(事務局) そのとおりです。

(山口委員) 収支は分けておられますが、打越台グラウンドの維持管理費の中に植栽管理費 も入っていると見てよろしいですか。

(事務局) 植栽の管理も維持管理費に入っております。

(山口委員) それは打越台グラウンドの支出の中に入っているということですね。

(事務局) 指定管理者の会計は、「むくのきセンター」と「それ以外の外部施設」という くくりとしておりますので、打越台と池谷公園とで、事細かに分けているかとい ったら、そういうわけではありません。 むくのきセンターに対して、ほかのスポーツ、グラウンド施設の支出が少なく、 全体としては、ほとんどがむくのきセンターの支出ということになります。池谷 公園のテニスコート、打越台のグラウンド、テニスコート2面という程度ですの で、事細かく分けて支出しているわけではなく、案分などで計上しています。

【池谷公園について】

- (会長) テニスコートにしても打越台と池谷公園で利用料が大きく違いますね。
- (髙鍋委員) コートの種類が異なっているためです。
- (武内委員)公費負担率が池谷公園と打越台グラウンドでは相当違うと思いますが、その施設の利用度など、なぜこのように同じようなグラウンドの公費負担比率が変わってくるのでしょうか。
- (事務局) 池谷公園と打越台グラウンドでは、そもそも施設の大きさも全然違いますし、 それによってコストも変わってきます。そのコストに対して人件費を案分してい ます。
- (会長) 池谷公園の公費負担率はマイナス30%やマイナス50%ですが、どのように 理解したらいいのでしょうか。
- (事務局) これは植栽やトイレなどをどこまで維持管理しているかによります。例えば打 越台であれば、全てを維持管理していますけれども、池谷公園であればトイレな どは都市公園として維持管理していますので、そのようなことも一つ影響してい ると思われます。

【公共施設全体について】

(柏木委員)収入が使用料収入と減免に分かれていますが、減免が多い方が公共施設の利用 として目的にかなっているのか、それとも営利目的など住民の方が適正な料金を 払ってその施設利用をしていただく方が本筋なのか、どちらがいいのかわかりま せん。

特定の事業者さんやNPOとかがずっと使っていらっしゃいますが、そういう 方がいいのか、それともある程度いろんな人に幅広く使っていただく方がいいの か、というのもわかりません。

また、減免じゃなくて普通に使用料として使っていたら本当は幾らだったのか、

実態がよく見えません。本来は使用料収入をいただけるものとしてつくっているのに、結果的に減免が多くて、本当は得られるはずのものが幾らだったのに、実際は幾らになるなどの実態が見えません。本来、その町としての目的と、あと実際に起きていることとにどのくらい乖離があるのかなどが見えてこないというのがあります。また、規模とかがさまざまですので、例えば同じ機器や調理場でも違いますし、会議室でも似たようなことに使われていても、建物によっていろいろ違ってくる時に、比較のしようがないと感じているので、そのあたりも何か比較できるような基準を1個設けるといいと思いました。

(事務局) 減免の考え方は大きく2つに分けられ、1つは施設の設置目的に合致する活動 団体が使用される場合で、そのような活動団体を支援する、育成する、というような趣旨での減免制度があります。もう一点は、町と共同でイベントを実施するような団体が使用される場合の減免制度です。

減免が多い方がその施設の利用目的に合致しているかどうかという部分では、 その施設の設置目的によって異なりますけれども、その設置目的に合致する団体 を育てる、支援するという意味合いで、減免があるような施設の場合については、 当初の目的を達成している部分はあるかと思います。ただ、そういう活動団体が 自立して活動をしていかれるという中で、いつまでもそういう減免でいいのかと いうことは、また別の問題として認識しております。

あと、施設ごとに減免の基準が違っていたり、料金の設定が違っていたりということを、まさしくこの審議会でご議論いただきたい根っこの部分であります。 施設ごとに見えづらくなっている、判断しづらくなっている状況が今、全体を通して横串で施設全体を見ると、ちょっとアンバランスになっています。そういう状況が施設の料金を設定する中では非常にわかりにくくしている原因の一つであろうと思います。それは当初の料金設定時に考え方を整理して設定をしたというよりかは、何となく近隣の同様の施設と比較したりして設定したことに起因するのかと理解しております。

(柏木委員) 先ほども何度かご質問されていましたが、評価はどうなのか、ちゃんと費用対効果があるのか、ということをお聞きになられたわけです。減免が多い目的の施設だとすると、目的どおりに事が進んでちゃんと使われています、というような町の評価がこの中に今は入れていただいてないので、よくわからないのですね。

基準として全額減免や5割で負担するというのは、数字としてはわかりますが、 それがどのぐらい使われたら、その行政目的に合致するのかなど、そういうこと がわからないので、本当に達成できているのでしょうかということを聞かざるを 得ないということです。

- (会長) 施設ごとの利用実績や減免収支の問題ですね。町としてそれぞれ自己評価し、これは目的に合致しているとか、これはちょっと目的に合致せずにもっとこういう利用してほしいとか、町としての思いをそれぞれの施設ごとに自己評価をしていただけると、我々も議論をしやすいというふうに感じます。その自己評価が正しいかどうかも含めて我々は議論させていただきます。
- (世羅委員)《資料 6》の中で、減免の一覧があり、資料の右側に4つの項目があります。 確かに減免が多いのはどの施設も問題で、減らすべきだと思っていますが、この 4項目の減免額を集計してみたら見やすいかなと思います。

あと、全額、5割、3割が混在していますが、5割、3割は何か気持ち減免したくない的なところがあるのかと思っていて、その辺の趣旨や説明をちゃんと位置づけているのかという感じがあります。

(柏木委員)基本的にコスト構造は、収入が少なくてコストが高くなっています。池谷公園 は公費比率が逆転していますが、そのコストが果たしてこのままでいいのかとい うことも根本的にあると思います。

減免を使って公的な支援をしていくのが本当の目的なのであれば、それなりの 支出収入構造として捉えるべきで、利用料としてしっかり収入を得ていくべきだ と思います。コストが圧倒的に高い状況を果たして続けていくことが町にとって いいことなのかと思います。

- (会長) 民間が持っているようなテニスコートなど、町の公営公共施設以外に提供してくれている施設はあるのですか。町民なり町外利用のこともありますが、絶対公共施設なので借りたいとかではなくて、便利がいいから借りる、安いから借りる、とかということだと思いますが、そういう時に類似施設の有無についても調べてほしいと思います。
- (柏木委員)極端なことを言えば、民業圧迫になるかもしれないので、民間の同様施設との 比較をされた方がいいと思います。
- (山口委員) 先ほどもおっしゃられたかと思いますが、町が各施設をどういうふうに見てい

るか。例えば、無償でも提供すべきものなのか、それともできれば民間に任せて しまいたいと思っているぐらいの施設なのか。どういうふうにお考えなのかとい うのは、一回整理された方が話をしやすいという気持ちはございますね。

私は公園の計画とかもやってきましたが、もう10年、20年前にテニスコートをつくる公園はほとんどなくなりました。民間がつくってくれますし、民間でしたら、シャワールームなどもちゃんとついているわけです。今も、民間のプールの方にみんな行っていますけれども、かしのき苑のプールの方は余りご利用されていません。昔は公共がやらなくてはいけない時代があったと思いますが、今はその辺が大分変わってきていて、今後のことを見据えて、いい機会なので、その辺を整理されてもいいのではないかと思いました。高い料金を取ってもいいような施設だってあるのかもしれないです。

それと評価の話ですが、結局、どういうふうにしたいと思っているのかというのと、実際それが達成できているのかという評価は連動して出していただけると、お話がしやすいという気がいたします。

ちなみに、けいはんな記念公園というのは京都府の公園でございますけども、 常に評価は受けています。毎年のように頑張っているとか、頑張っていないとか、 評価をされます。その辺の評価制度がこの中でも読めない。体育協会さんなんか はどういうふうに評価されているのか、基準があるのであれば知りたいなという のはあります。

公共施設の考え方として、従来は公共がやっていて、それじゃあまずいということで指定管理の制度が始まったと思いますが、指定管理の中では今、利用料金制度というのが主流になっています。これは、利用料金は全部若しくは何割かが指定管理者のものになるという制度で、これは指定管理者にとってはモチベーション保持に必要な制度であります。例えば年間500万と決まっていて、何もしなくても500万だったら多分何もしないんですよ。それが努力することによって収入がさらに500万上がるということになれば、民間の方も努力します、指定管理者も努力します。その辺の制度に合うものがあるかないかというのも一度、整理されてもいいのかもしれません。

けいはんな記念公園の場合ですと、駐車場と日本庭園は有料です。それでなる べく活性化していく、稼働率を上げて収入を増やしていくという、ニンジンがぶ ら下がっている感じですね。そういう制度に見合うものもひょっとしたら、精華 町の施設の中にもあるかもしれません。そういう可能性も少し検討されてはいか がかというふうには思います。

- (山口委員)参考までの話で、京都市では、スポーツ施設や文化施設など多く持っていますけれども、それを本当に公共が絶対やらなくてはいけない施設なのか、もうワンランク上を目指すために公共がサポートしている施設なのかなど、そのような分類もされています。そういうものも参考にされるとおもしろいと思います。日本庭園も市が持っていて、結構低料金で、減額できるところもありますが、それもいわゆる生活必需じゃないですけれども、市が文化的なレベルを高めるためにどうしてもこれは要るんだ、提供しなければならないんだ、というランクがついていまして、ここは市がやるべきものだというようにちゃんと分けられていますから、そういう部分もある程度評価された方がよいと思います。
- (柏木委員) コミュニティーホールの指定管理者制度の話について、料金設定に加えて議論の中に、運営形態をどうしていくのかという話も入れていただいたらいいかなと思っています。指定管理制度をうまく使うのに、利用料をいただくとモチベーションアップという部分ももちろん重要なのですが、そもそもコミュニティーホールで120万という高いお金を払っているだけのサービスを提供していただいているのか、もしも過剰に委託料払っているという話になるならば、直営に戻す方法がいいのかなど、その施設に見合った運営形態を考えなければいけないと思いますし、それがあっての料金設定なのではないかというふうに思います。
- (世羅委員) 120万を税金で、税金から支出して塾の経営をサポートしているというふう にもとられかねないです。
- ②他団体参考事例に照らした諮問内容に対する検討について
 - ⇒第1回会議資料《資料9》北名古屋市の使用料見直し方針をもとに審議
 - (山口委員) 5ページの下から2つ目、営利目的の場合の使用料は、しっかりお考えになった方がいいと思います。例えば1時間300円で借りたところで、物すごくもうけるような事業をずっと続けたら、それはちゃんと還元してもらうというのが公共の場合の考え方の主流ではないかと思います。

ちなみに、けいはんな記念公園の場合ですと、基本の施設使用料は決まっていますが、もしそこで営利行為を行って、収入が出てそれの15%が施設使用料を上回る場合は、15%を取っていいとされています。地域によって違うと思いますが、そのようなやり方もあるかと思います

7ページの減免の取り扱いについてですが、施設設置目的に合致するかどうかの判断が難しくて、どこまでが施設設置目的に合致しているのかという、多分に主観的な部分になりがちになります。そこは思い切って整理をされた方がいいと思います。

例えば、小学生未満は無料だとか、あるいは福祉施設の団体は無料だとか、学校教育は無料だとか、京都府の場合は明瞭に基準があります。学校が公印を押して、団体利用申請していたら無料にしなさいとかはっきりしております。これは、精華町の場合も統一基準に近いものにしておかないと、ダブルスタンダードとなり後でもめる可能性が極めて高いため、はっきりさせた方がいいと思います。

ちなみに、減免において高齢者の減免というのがございます。高齢者の減免は、 精華町の中にある公園を管理している者の実感として、物すごい勢いで高齢化が 進んでいますので、高目に設定した方がいいと思います。これからどんどん高齢 化は進みますので、減免の時に年齢のことについてお考えになる場合は、十分に 社会構造の年齢構成を参考にされた方がいいのではないかと思います。

あと、8ページの②に管理運営の効率化というのを書いてございますが、維持 管理費を基礎として積算するというふうに書いてありますが、これが非常に危険 で、効率化しなくても済むような文章にも読めます。維持管理であっても、だら だらやるのと、真剣にやるのでは全然かかるお金が違ってきますし、それに対し てもうけようという姿勢があるかないかでも全然違ってきます。

- (会長) 7ページの減免の扱いで、枠囲いの中のイの市が補助金を交付している団体に ついては、利用料減免すると公費の重複負担になるので、それについては十分確 認しましょうというふうな考え方は、よく考えられていると思っております。
- (山口委員) 現場としては多分できないです。精華町の場合ですと、団体数が少ないと思う ので、できるかもしれませんが、京都府営の立場からいうと、無数に出てきます ので、全部を判断できません。それを調べるだけで人件費がかさむので、ある一 定の基準を満たしたものを全部減免とした方が人件費的にも効率がいいですね。

- (会長) エに書いてある減免をした場合には、ホームページで申請者や利用者の氏名などを公表することは、必要な措置かと思います。
- (世羅委員) 先ほどからのご意見聞いていますと、料金安いという意見が結構あったので、 休日単価の方を基本考えたらどうかと思っています。《資料7》の施設ごとの資料 を見ていると、稼働率が非常に低い施設が結構あるという状況で、かしのき苑な どでも1%しか使っていなかったり、会議室でも10%ぐらいのものが結構あっ たりします。稼働率の高い施設は休日と平日の差を余りつけずに料金設定して、 稼働率の低い施設は平日の利用促進のために料金に差をつけることはありかと思 います。条件が難しくなるかもしれませんが、稼働率を考慮した料金設定もあり ではないかと思います。
- (会長) ただ、北名古屋市さんの時間単価の考え方では、1時間当たりの使用料の単価は同一とするのがふさわしいと書いてあります。つまり、利用が多い時間帯や休日等の時間料金を高額にするという考え方もありますが、仕事の都合などによりそうした時間帯しか利用できない方もいて、公共施設としては利用者に等しく公平に使用される場であることが大前提であるので、時間当たりの単価は同一で平日と休日、場合によっては夜間も差をつけないということが北名古屋市さんの考え方です。
- (髙鍋委員) 平日と休日の時間単価は、今は時代の流れでリタイアされた方が多くなっており、平日利用できる方が増えているので、そんなに差をつけなくていいと思います。 夜間に関してもナイター料金は、また別となっていますので、そこも差をつけることはないと思います。

ちょっと考えていただきたいのは、今、教員の仕事見直しの関係で中学生の部 活停止日が出てきています。中学生の行き場所という意味で、学割など学生が使 える範囲の料金設定というのも考えてあげていただきたいなと思います。

今であれば先生がついていれば減免だと思いますが、そうではなくて、子供だけで借りる時に安く借りられるような、そういった料金設定も考えていただけたらと思います。

(柏木委員) 今、いろいろ使用料の時間単価の考え方のお話出ていましたが、何をもって公 平にするかというのは議論された方がいいのかと思います。先ほど世羅委員がおっしゃったのは面積の公平性のお話だったと思いますし、小沢先生がおっしゃっ たのは差をつけないことが公平だったと思いますし、あと髙鍋委員がおっしゃったのは、平日と休日の話だったと思いますが、何をもって公平とするかというのが一番難しいことだと思います。その話を根底として上での利用や設定ということなのかというふう思いました。

あと、私が不思議に思っているのは、この7ページの激変緩和措置で、0.5 倍から1 倍とか、2.0 倍から1 . 5 倍と書いてありますが、これは設定する必要あるのでしょうか。

- (世羅委員) 正直に計算すると、ばか高い施設ができてくるという話なので、急激な増減を 緩和しているという考え方ですね。
- (会長) この北名古屋市さんの3ページのイメージ図は、わかりやすいですね。ただ、 一つ上にある表で、それぞれの1から4までの区分にいろんな施設をどこに当て はめるのかというのが難しいと思いますね。
- (髙鍋委員) テニスコートは池谷公園と打越台と精華西中学校の3施設ありまして、私は池谷公園を減免にして使わせていただいています。そのかわりに、町民体育会やツアー・オブ・ジャパンの時には動員があります。シャワーもないのに利用するのがやっぱり公共施設なのかなと改めて思いました。テニスができる環境さえあればよくて、家を出てから帰るまでがスポーツなんですね。民間施設に行かれる方は、おしゃれな服装で行かれて、ほどほどを汗かかれて、すてきなシャワー室でシャワーを浴びて、お茶して帰られる。そこの金額が会員制で高くても納得して行かれる方ですけども、私はテニスができる環境さえあればいいというのと、子供をたくさん呼んであげたいという思いがありますので、料金は安かったらいいと思いますが、ただ、余りにも安過ぎると思いました。

最近は、大人も悪いのかもしれませんが、ボールがイレギュラーした時に、施設管理が悪いというふうに言う子が出てき出したんですね。学校のグラウンドにしても、いろんな競技場にしても。私たちの時代は、イレギュラーしたら下級生のコート整備が悪いというふうに先輩から叱られていたんですね。だから、自分たちで使うところは自分たちで整備しなさいというのは、生涯学習の一環として、守っていかないといけないと思います。

あと、池谷公園というのは、山田荘小学校の横にあって、バス停も近いですから、町内どこからでも子供だけで割と通いやすくなっていると思います。打越台

は車で行かないといけないところにありますが、駐車場もありますし、きれいに 整備されましたので、コート自体は民間に引けをとらないかなと思いますので、 これの3倍、10倍ぐらいの料金は取られてもいいかなと思います。

精華西中に関しては、やっぱり授業中は使えないですよね。使えないですけども4面並んでいて、その奥にも1面ありますから、大会とかをすることはできます。中学生の大会などは精華西中学校で開催しています。ただ、場所的にも端の方になりますので、町内の子供たちがバスを使っていくというのも難しいので、子供だけで使うことは難しいかと思います。でも、さきほど山口委員がおっしゃったように、そもそもテニスコートを公共で持つ必要があるのかとも思います。

話は大分飛びますが、中学校の部活は要らないのではないかなと思いました。 10年間、外部指導で精華南中学校のソフトテニスに関わらせていただきましたが、中学校によって生徒数のバラつきがかなりあり、かつて精華南中学校は少な過ぎて廃部になりましたが、両隣の木津第二中学校と精華西中学校は部員が多過ぎて打てないという状況になっています。かといって、テニスをしたい子だけがテニス部に入っているといったら、そういう状況でもありません。

今は、子供たちの選択肢がすごく増えていますし、学校にクラブがあるからといって専門の指導を受けられるわけでもないので、学校が部活を持つことはもう限界に来ているかと思います。それならば、学校の施設をもっと町民全体で使えるようにしていけば、学校と一緒に管理することもできますし、そこで生涯学習として自分たちの使うところはきちんとしましょうというような指導もできます。

また、華工房のように特殊な機械を多く使われているところは、そのメンテナンス代もかかりますし、今は余り評価されていないかもしれませんが、子供の行き場所としては大事にしておかないといけないと思います。町の特産物で何かをしようとする場所として、置いておかないといけないと思います。

あと、北名古屋市さんの資料で参考にしておけばと思ったのは、料金改定のサイクルはきちんと決めておいた方がいいかと思います。時代はどんどん変わっていき、今の時代何が起こるかわかりませんので、そういうことを考えると、料金改定のサイクルというのはきちんと決めておかれた方がいいかと思います。もしかしたら、これは1年ごとに見直してもいいものかもしれないと思います。

(会長) 北名古屋市の3ページの経費の考え方について、この建物の減価償却費の一部

は、負担していただくということですが、これはどうなのでしょうか。減価償却 費は利用者負担ではなくて、行政負担かと思っています。

- (事務局) そのあたりも含めてご賛同いただければと考えております。減価償却費を使用料で賄うべきコストとして含めるか含めないかというのも、自治体によっているいろな考え方がございまして、《資料10》のコストに含める費目というところで、その施設の減価償却費、建設にかかった費用についても使用料で見るのか、そうではないのかというのをマル・バツということで紹介をさせていただいています。
- (山口委員) 償却費までもし入れるとしたら、恐らく民間でも成り立つような話なのだろうなという気がいたします。民間ではできない、でも生活には必要だからということで、今まで税金を使いみんなで助け合って賄ってきたという意識があるので、ちょっと難しいような気がします。
- (世羅委員) 他市町の状況とかを踏まえて申し上げると、施設にもよりますが、新規に施設を建てる場合は、国から補助金をいただけるが、建替えとなるとと補助金はなく町の負担になるケースがあるので、町としては施設の更新額をためておきたいというのがあって、減価償却費を入れるのはあるかと思っています。
- (山口委員)ある地域では公園の設置目的なんてどうでもいいから、とにかく金稼げという話が今、出始めています。精華町はいまだに企業立地が続いていて、すごく景気がいい方だと思いますが、ほとんどの自治体はそうではなくて、高齢化が進んで、福祉費が膨らんで収入が減っているというのがほとんどであります。道路や河川はやらざるを得ませんが、公園などは無くても死なないだろうというところから削られていくのですね。それを維持するためにはどうしたらいいのかというと、もうなりふり構わず稼ぐというのが今、大きな潮流になってきています。

昔はそうではなかったのですが、時代によって違うのだろうと思います。テニスコートをつくって、すごく安くで貸して、それでその町がハッピーという時代もあったと思います。今は、様子が変わってきていまして、そういう覚悟も要るのではないかと思います。

場合によっては、もう維持できないのであれば、潰せという話もいっぱい出ています。例えば、昔大規模合併がいっぱいあり、その時に公共施設をいっぱいつくった市町村があっという間に赤字転落しました。無理してでも維持するぐらいであれば、限られた予算は別のとこに投資せざるを得ないというぐらいのところ

がここ50年ぐらい続くのではないかという気もしております。ランクづけも大事ですが、ばっさりいくような話も覚悟を持たれる必要があると思います。

華工房関連の話ですが、単体の収支だけで見るとわからないことがいっぱいありまして、例えば、華工房があることで地域のお百姓さんがまだ続けられたということであれば、違う経済効果があったり、経済でははかれない別の効果があったりするのかもしれません。その辺がちょっと見えてこないので、ぜひその辺はアピールしてほしいと思いました。

- (世羅委員)最近は、自治体の公園の中に民間事業者のカフェをつくって、かなり繁盛しているという話があったり、図書館の中にカフェをつくったりしているので、逆の発想もあるかなと思っています。
- (山口委員) 最近、公園 P F I という制度ができまして、今まで絶対できなかったのですが、 今は20年間の償却期間を見越して、公園の敷地内に民間企業が営利目的など、 ある程度は制約があったと思いますが、かなりのことができるようになっていま す。池谷公園なんかすごくいい立地ですからあるかもしれないです。

5. 現地視察

交流ホール ⇒ 池谷公園 ⇒ 打越台グラウンド

以上